

ANA PiTaPaカード会員特約

第1条 (総則)

本特約は、全日本空輸株式会社（以下「ANA」という）、株式会社スルッとKANSAI（以下「スルッと」という）および株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」という）の三社（以下「三社」という）が提携して発行する「ANA PiTaPaカード」（以下「本カード」という）の三社提携によって生じる事項について特に定めるものです。

第2条 (会員と本カードの貸与)

1. 本カードの会員とは、ANAとJCBが提携して発行する「ANA JCBカード」の会員資格を有する方で、スルッとが定めるPiTaPa会員規約（以下「基本契約」という）および本特約を承認のうえ、三社が発行を認めた方を本人会員または家族会員（これらを総称して以下「会員」という）とします。
2. 本カードは、ANA JCBカードに付帯するカードとして三社が発行し、会員に貸与します。
3. 本カードの所有権は三社の共有とします。本カードに印字された会員本人以外は利用できません。

第3条 (サービス等の利用)

1. 本カードのサービス等は、次の各号に定めるものとします。会員は、三社が各々提供する機能およびサービスを受ける場合、各々の会員規約・規定・特約または各々が別途定める方法により利用するものとします。
 - (1) ANAが提供するANAマイレージサービスおよび付帯サービス。
 - (2) スルッとが提供するPiTaPa機能および付帯サービス。
2. 会員は、機能またはサービスについて問い合わせる場合は、三社のうち当該機能またはサービスを提供する各社に連絡するものとします。
3. 本カードの利用は、JCBが提供する「Ok! Dokiポイントプログラム」の対象とはなりません。

第4条 (本カードのポストペイ利用および利用枠)

1. 本カードのポストペイ利用枠はJCBがスルッとの同意を得て定めるものとします。
2. JCBは会員の信用状態に重要な変化が生じたとき、または会員が本特約、JCB会員規約もしくは基本契約に違反しているとJCBが判断したときは、前項の利用枠を減額できるものとします。
3. JCBは会員が本特約、JCB会員規約もしくは基本契約に違反した場合、またはJCB会員規約に基づきANA JCBカードの会員資格を喪失した場合、本カードのポストペイ利用を停止することができるものとします。

第5条 (本カードの有効期限)

1. 基本契約第4条の定めにかかわらず、本カードの有効期限は本カード上に表示した月の末日までとします。
2. 三社は本カードの有効期限の2ヵ月前までに退会の申し出がなく、かつ三社が引き続き会員として適当と認めた会員に対して、有効期限を更新した新たなカードを発行します。

第6条 (本カードに係る業務)

1. 会員はJCBが本カードに係る次の業務を行うことに同意するものとします。なお、JCBは、業務の一部または全部を第三者に委託できるものとします。
 - (1) 本カードの入会申込の受付、申込書の記載内容の確認と会員の資格審査および入会審査の承認、登録に係る業務
 - (2) 与信業務および債権管理業務。また当該業務のために行う、JCB会員規約で規定する信用情報機関への照会・登録に係る業務
 - (3) 本カードの利用代金および手数料の金額の通知および口座振替、代金の支払督促、回収および本カード回収に関する業務
 - (4) 本カードにおける会員の各種変更に関する業務
2. 会員は、JCBおよびスルッとが、前項各号の業務に係る情報を相互に提供し利用することを承諾します。

第7条 (PiTaPa利用代金の立替払いの委託および承諾等)

1. 会員は、基本契約に基づき、三井住友カード株式会社（以下「三井住友」という）が会員に対して取得する立替金債権について、JCBが三井住友に対して別途締結した立替払い契約に基づき、PiTaPa利用代金に関する債権の立替払いをすることをあらかじめ委託することを承諾するものとします。
2. 会員は、前項によりJCBに対して、本カードの基本契約に基づくPiTaPa利用代金について一切の支払債務を負担するものとします。
3. 商品の所有権は本条第1項によりJCBに移転し、債務の完済までJCBに留保されます。
4. 本カードの利用によるJCBに支払うべき会員の債務については、JCB会員規約が適用されるものとします。

第8条 (PiTaPa利用に関する会員への請求)

基本契約に基づき発生する会員の債務についてはJCB会員規約の定めにより生じた債務とともにJCBが一括して請求するものとし、会員は、JCB会員規約に基づき、会員指定の口座から約定決済日に支払うものとします。

第9条 (バリュー残高の返金と未払い債権への補填)

1. 基本契約の定めにかかわらず、本カードを再製・再発行した場合または本カードの有効期限更新をした場合、JCBは、スルッとに代わり本カードのバリュー残額をJCB会員規約に基づくお支払い口座へ返金するものとします。ただし、当該返金に際してJCBより請求すべき金額がある場合にはその金額と相殺し、請求金額が返金額に満たない場合は、その差額を返金するものとします。なお、スルッとが適当と認めた場合を除き、本カードの返還がなされない場合JCBは返金に応じることはできません。
2. 会員が本特約またはJCB会員規約に基づき会員資格を喪失した場合、JCBは、本カードのバリュー残額を立替払い金相当額および未決済ご利用額などに充当することができるものとします。なお、バリュー残額がかかる相当額および未決済ご利用額などの合計金額を上回る場合は、差額を返金するものとします。
3. 会員が退会した場合など、スルッとが適当または必要と認めた場合は、スルッとに代わりJCBが会員に対してスルッとが通知または公表する払戻し手数料を別途ご請求します。なお、バリュー払戻し手数料は本カードのバリュー残額と相殺できるものとし、バリュー残額が払戻し手数料を上回る場合は、差額を返金するものとします。

第10条 (年会費等)

会員は、三社に対して各々の会員規約・規定・特約に基づき各社が通知または公表する年会費等を支払う場合は、各々所定の方法で支払うものとします。

第11条 (情報の提供、共有に関する同意)

1. 会員および入会を申し込まれた方（以下総称して「会員等」という）は、基本契約第39条に基づきスルッと、三井住友およびJCBが取得、利用する個人情報について、本特約に基づく業務を行うにあたり、保護措置を講じたうえで本特約およびJCB会員規約の定めに従い、取得、利用することに同意するものとします。
2. 会員等はJCBが本特約に係る取引上の判断にあたり、個人信用情報機関等の登録・利用に関し、基本契約第41条および第42条に代えて本条およびJCB会員規約（個人情報の収集、保有、利用、預託）（個人信用情報機関の利用および登録）（個人情報の開示、訂正、削除）（個人情報の取り扱いに関する不同意）（契約不成立時および退会後の個人情報の利用）の定めが適用されることに同意するものとします。また会員契約が不成立の場合でも、会員等が入会申込をした事実は、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、JCB会員規約の定めに基づき、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
3. 会員等がJCBに当該個人情報について開示を求める場合には、JCB会員規約の定めに従い請求できるものとします。
4. 会員等は、三社が本カードの発行・管理、与信業務および債権管理業務を目的として、下記の情報を共有することに同意します。なお、ANAは、下記(2)及び(4)のみ共有するものとします。
 - (1) 本カードの申込書に記載された情報、および三社各々の会員規約・規定・特約に基づき届け出のあった会員等の情報。

- (2)本カード申込に対する審査の結果。ただし承認とならなかった理由は共有しない。
- (3)本カードの申込により発行されるカードの会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限。
- (4)会員番号が無効となった事実。ただし無効となった理由は共有しない。
- (5)会員が会員資格を喪失した事実。ただし喪失となった理由は共有しない。
- 5.三社は、会員等の個人情報を厳正に管理し、その保護に十分な注意を払うとともに、本特約および各々の会員規約・規定・特約の定めにより取り扱うものとしします。
- 6.本カードの発行により三社が取得する会員等の個人情報の開示・訂正・削除請求等についてのお問い合わせ先は、本特約末尾に記載の三社とします。

第12条 (カードの再発行)

カードの紛失、盗難、毀損、滅失等の場合には、三社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、会員は、スルッとおよびJCBが通知または公表する方法でカード再発行手数料を支払うものとしします。

第13条 (退会)

- 1.会員は本カードを退会する場合、所定の方法により、JCBに届け出るものとしします。
- 2.会員は、前項により、本カードについて三社のすべてに同時に退会を申し出たものとし、基本契約に従い本カードについて三社すべてから退会となるものとしします。
- 3.会員がANA JCBカードを退会する場合には、本カードも退会になります。

第14条 (会員資格の喪失)

- 1.三社は、三社各々の会員規約・規定・特約に基づき、各々の判断により、会員資格を喪失させることができます。会員は、三社のうちいずれかの会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとしします。この場合、会員は本カードを直ちにスルッともしくはJCBに返還するものとしします。
- 2.前項により会員が本特約による会員資格を喪失した場合、会員は同時に三社すべての会員資格を喪失するものとしします。

第15条 (特約の改定)

三社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本特約を改定することができます。この場合、三社は、当該改定の効力が生じる日を定め、JCBのホームページサイトに公表します。

第16条 (会員規約・規定・特約の適用)

三社が各々提供するサービス等については、三社が各々定める会員規約・規定・特約が適用されます。三社が各々定める会員規約などあらゆる規約・規定・特約と三社提携によって生じる事項を定めた本特約の内容が一致しない場合には、本特約が優先されるものとしします。本特約に定めのない事項については、各々の会員規約・規定・特約が適用されるものとしします。

【個人情報に関する問い合わせ先】

全日本空輸株式会社

「ANA プライバシーポリシー (<https://www.ana.co.jp/www/privacy/j/ana.html>) 第1章 13.開示等の請求方法およびお問い合わせ窓口」をご確認ください。

株式会社スルッとKANSAI

〒556-0017 大阪市浪速区湊町2丁目1番57号

電話06-7730-9861

株式会社ジェーシービー お客様相談室

〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア

電話0120-668-500

(TK061807・20250228)